

2019年9月25日（1日目）模擬裁判事例

1 事案の概要

Pony社は、2002年9月25日、カーナビゲーションシステムの制御方法に関する発明（以下「本件発明」という。）について、特許出願をし、2008年9月25日、設定の登録（特許第20190925号）を受けた（以下「本件特許」といい、その特許権を「本件特許権」という。）。

Donkey社は、2013年9月25日より、業として、ユーザーに対し、「DKターミナル」という専用携帯端末（以下「被告端末」という。）を貸与した上で、「DKカーナビ」という名称のカーナビゲーションサービス（以下「被告サービス」という。）を提供している。

被告サービスの提供は、Donkeyの管理・運営するサーバー（以下「被告サーバー」という。）と、ユーザーにおいて保持する被告端末とからなるカーナビゲーションシステムを制御する方法（以下「被告方法」という。）により行われる。Donkeyは、被告方法の使用にのみ用いるサーバー用プログラム（以下「被告サーバー用プログラム」という。）を作成し、そのマスターCDを作成の上、被告サーバーに同プログラムをインストールしている。

ユーザーが被告サービスを利用するためには、月額300円（3米ドル）の利用料をDonkeyに支払って、被告端末を用いて被告サーバーと通信する必要がある。

Ponyは、2018年9月25日、特許権侵害訴訟を提起し、被告方法は本件特許権を侵害していると主張して、Donkeyに対し、以下の請求を行った。

- ① 被告方法の使用及び被告端末の生産、貸渡し及び貸渡しの申出の差止め
- ② 被告サーバー用プログラムが記録された媒体及び被告端末の廃棄
- ③ 損害賠償として、実施に対し受けるべき金額相当額10億円（1000万米ドル）の支払い

2 本件発明（請求項1に係る発明）

地図を表示画面に表示するカーナビゲーションシステムの制御方法であって、複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データからなる施設データを予め記憶した第1記憶手段から前記表示データを読み出して前記複数のサービス施設を前記表示画面に表示させるステップと、前記表示画面に表示された複数のサービス施設のうちの1のサービス施設を操作に応じて指定するステップと、指定された1のサービス施設に対応する座標データを前記第1記憶手段から読み出すステップと、読み出された座標データをユーザー登録データとして第2記憶手段に記憶させるステップと、前記表示画面に地図が表示されているとき前記第2記憶手段から座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して前記表示画面に表

示させるステップとを含むことを特徴とするカーナビゲーションシステムの制御方法。

3 本件明細書 (抜粋)

【0003】

【従来技術】従来のカーナビゲーションシステムにおいては、ユーザーが地図上で所望の地点を登録地点として登録しておくことで、地図が示されたときその登録地点の位置を地図上に表示するユーザー登録機能が備えられている。

【0004】しかしながら、従来のカーナビゲーションシステムにおけるユーザー登録機能は、ユーザーが登録しようとする地点を地図上に表示させる必要があったため、当該地点の位置をユーザーが予め正確に知っておく必要があったとともに、その位置を画面上に表示するために面倒な操作を必要とした。

【0005】

【発明の目的】本発明の目的は、ユーザーが、サービス施設を地図上に表示するための面倒な操作をすることなく、ユーザー登録をすることができるカーナビゲーションシステムの制御方法を提供することである。

【0007】

【発明の作用】本発明のカーナビゲーションシステムの制御方法においては、複数のサービス施設を示す表示データ及び各サービス施設の存在地点を示す座標データが予め第1記憶手段に記憶され、表示画面に表示された複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録をする。そして、表示画面に地図が表示されているときにユーザー登録された座標データを読み出してその座標データが示す地図上の地点を所定のパターンにより地図に重畳して表示画面に表示させることができる。

【0008】

【実施例】図1は本発明を実施するに好適なカーナビゲーションシステムの一実施例を示すブロック図である。…

【0009】システムコントローラ5は各センサ(装置)1~4の検出出力を入力するインターフェース6と、種々の画像データ処理を行なうとともにインターフェース6から順次送られてくる各センサ(装置)1~4の出力データに基づいて車両の走行距離、走行方位及び現在地座標(経度、緯度)等の演算を行なうCPU(中央処理回路)7と、このCPU7の各種の処理プログラムやその他必要な情報が予め書き込まれたROM(Read Only Memory)8と、プログラムを実行する上で必要な情報の書き込み及び読み出しが行なわれるRAM(Random Access Memory)9とから構成されている。RAM9は本ナビゲーションシステムの電源切断時にも電圧が供給されて後述する経度及び緯度データ、地点表示パターンデータ、ユーザー登録フラグ等のデータが消滅しないようにバックアップされる。また、RAM9には図2に示すように複数の経度及び緯度データと地点表示パターンデータとが一对と

なってアドレス毎に記憶されるユーザー登録データテーブルが形成される。

【0010】外部記憶媒体として、例えばCD-ROMが用いられる。CD-ROMには、地図の道路上の各点をデジタル化(数値化)して得られる地図データの他に後述するサービスリスト表示データ、詳細表示データ、座標データとしての経度及び緯度データ並びに地点表示パターンデータが予め記憶されている。このCD-ROMはCD-ROMドライブ11によって記憶情報の読取りがなされる。CD-ROMドライブ11の出力はバスラインLに送出される。

【0013】次に、CPU7によって実行されるユーザー登録動作について図3にフローチャートとして示したサービス表示ルーチンに従って説明する。…

【0014】サービス表示ルーチンにおいて、CPU7は先ず、サービスリストをディスプレイ17上に表示させる(ステップS1)(図5)。サービスリストは地域毎のレストランやホテルのリストである。例えば、レストランならば、町や市単位で和食、洋食、中華及びその他のレストランの店名が表示される。CPU7は、選択キーの操作があった場合には操作されたときのカーソル位置に応じてCD-ROMから読み出した詳細表示データをグラフィックコントローラ19に供給し(ステップS2)、詳細情報(レストランならば場所、電話番号、メニュー、値段など)をディスプレイ17上に表示させる。

【0015】ユーザー登録キーが操作されたならば、読み出した詳細表示データと1つの組になっている経度及び緯度データと地点表示パターンデータとをCD-ROMから読み出す(ステップS3)。そして、読み出した経度及び緯度データと地点表示パターンデータとを一对のデータとしてRAM9に書き込む(ステップS4)。施設データである経度及び緯度データと地点表示パターンデータは安価な記憶媒体であるCD-ROMに格納し、ユーザー登録データは書換えが可能なRAMに記憶することにより、利便性の向上とコスト低減とを両立することができる。

【0016】よって、ユーザー登録データテーブルには図2に示すようにアドレスA1の記憶位置には経度及び緯度データが(x1, y1)、地点表示パターンデータがD1のように書き込まれる。このとき、登録されたサービスは太字で赤く表示される(図5)。

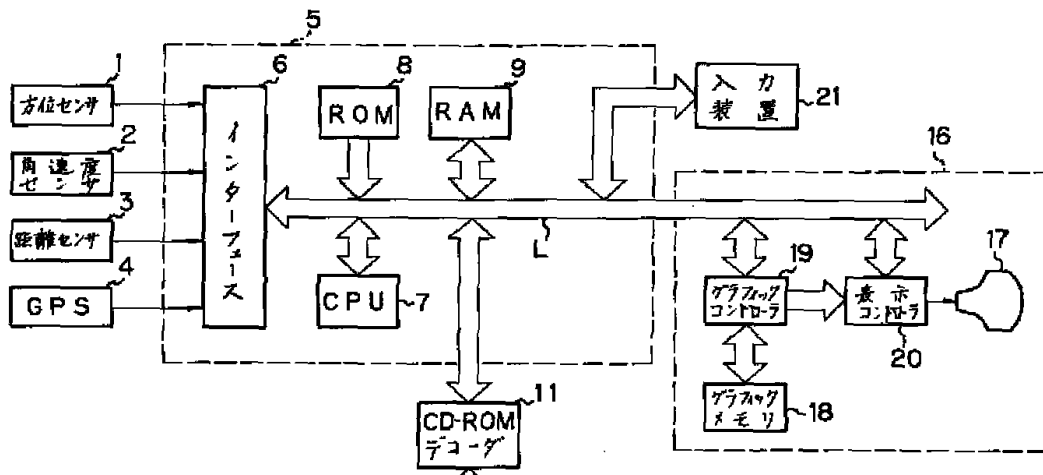
【0017】次いで、CPU7によって実行されるユーザー登録されたデータを表示する動作について説明する。CPU7は、ユーザー登録データテーブルから経度及び緯度データ(xn, yn)を読み出し、現在表示中の地図の範囲内ならば、地点表示パターンデータDnを読み出し、経度及び緯度データ(xn, yn)と地点表示パターンデータDnとをグラフィックコントローラ19に供給する。これにより、ディスプレイ17において経度及び緯度データ(xn, yn)が示す地図上の位置に地点表示パターンデータDnが示す表示パターンが表示される。例えば、レストランならば、表示パターン「R」がその存在する地図上の位置に表示される(図6)。

【0020】

【発明の効果】本発明のカーナビゲーションシステムの制御方法においては、サービスリス

トとして表示された複数のサービス施設のうちから1のサービス施設を操作によって指定すれば、その1のサービス施設に対応する座標データを第1記憶手段から読み出して第2記憶手段にユーザー登録をするので、ユーザーはサービス施設の正確な位置を知らずとも、簡単な操作でユーザー登録をすることができるという効果を奏する。

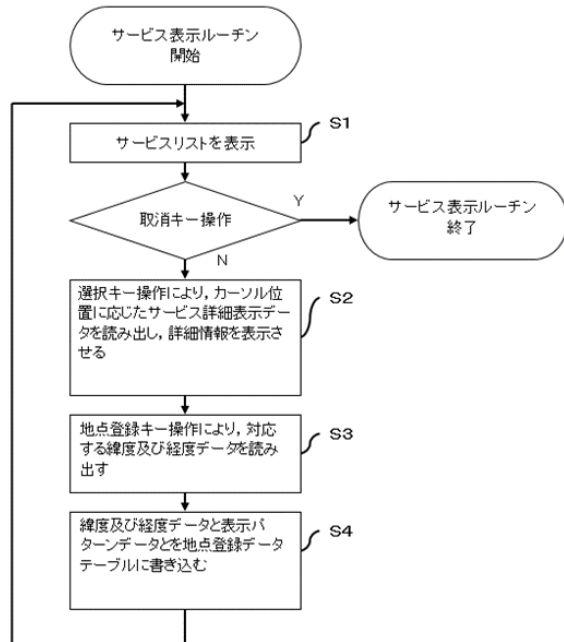
【図1】実施例のカーナビゲーションシステム



【図2】ユーザー登録データテーブル

アドレス	経度及び緯度データ	地点表示パターンデータ
A1	(x1, y1)	D1
A2		
A3		
A4		
⋮	⋮	⋮

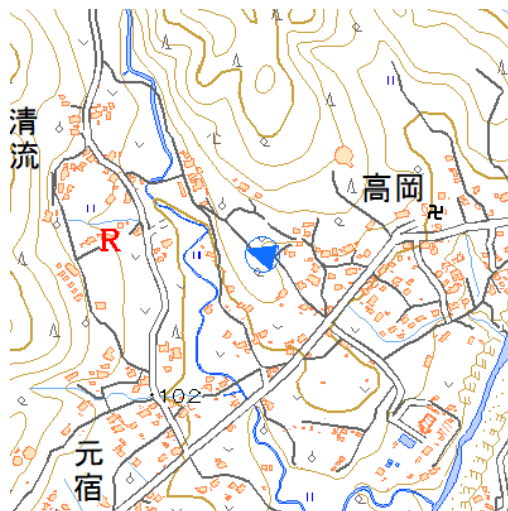
【図3】サービス表示ルーチン



【図5】ユーザー登録時の画面



【図6】走行中の画面（Rは登録地点）



4 出願経過において提出された意見書（抜粋）

出願の過程において、審査官からの拒絶理由通知に対してPonyが提出した意見書には、次の記載がある。

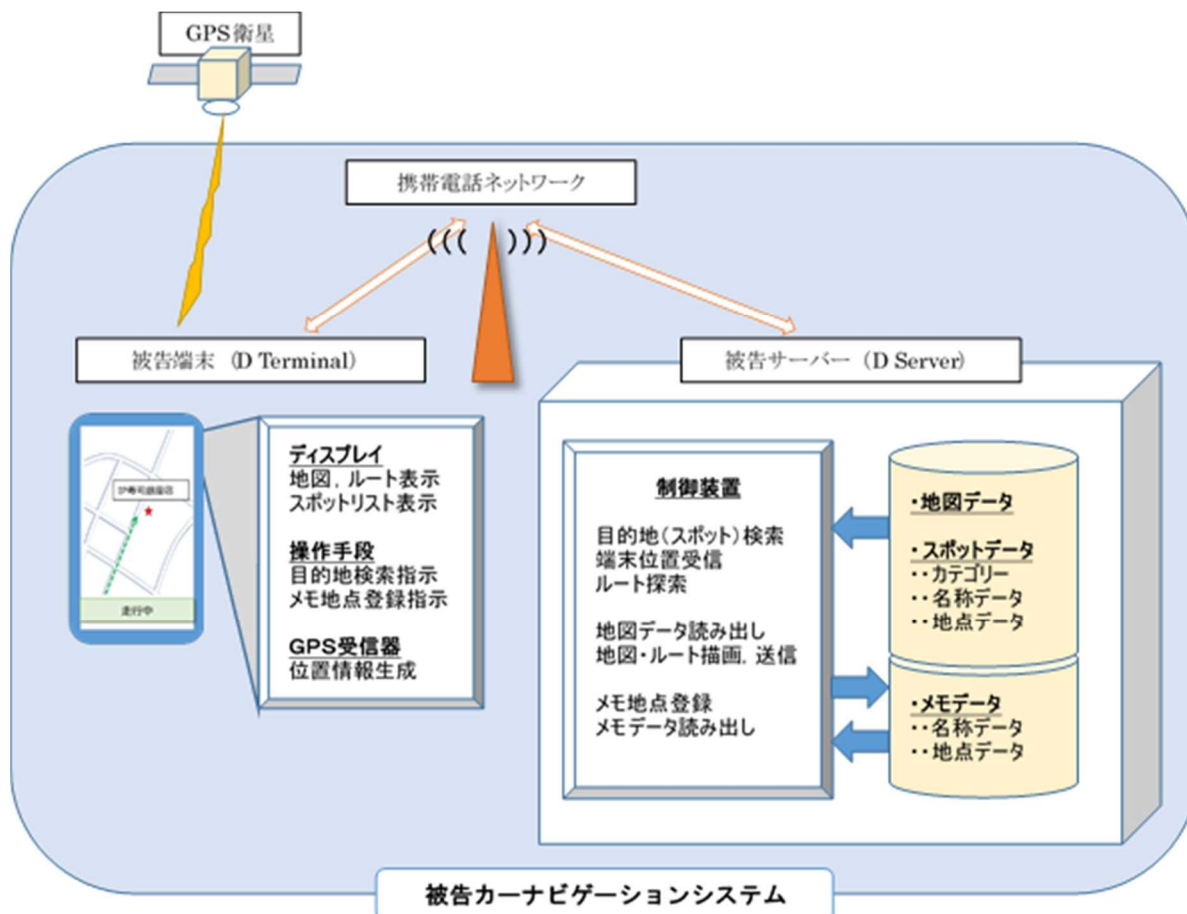
「審査官は、本願発明は引用発明1及び引用発明2から容易に想到し得ると認定されましたが、承服しかねます。

引用発明1は、地図データを記録媒体に格納したナビゲーション装置としての構成は類似していますが、歩行者のための携帯用ナビゲーション装置であって、本願発明のようなカーナビゲーションシステムの制御方法を開示するものではありません。引用発明1は、自動車用のナビゲーション装置では解決し得なかった歩行者用のナビゲーション装置に特有の課題を解決するものであります。

本願発明は、請求項1により特定されるように、「読み出された座標データをユーザー登録データとして記憶する第2記憶手段」を有するところ、この第2記憶手段を、システムの電源切断時にもバッテリーから電源が供給されてユーザー登録フラグ等のデータが消滅しないようにバックアップされているRAM（本件明細書【0009】）で構成することにより、電源OFF時にもユーザー登録データを記憶保持し続けることができ、ユーザーの利便性を向上させるという効果を奏します。このような効果は、本願発明のシステムが車両に搭載され、車両用の大容量バッテリーからRAMへの常時の電源供給が可能であるからこそ得られるものです。」

5 被告方法

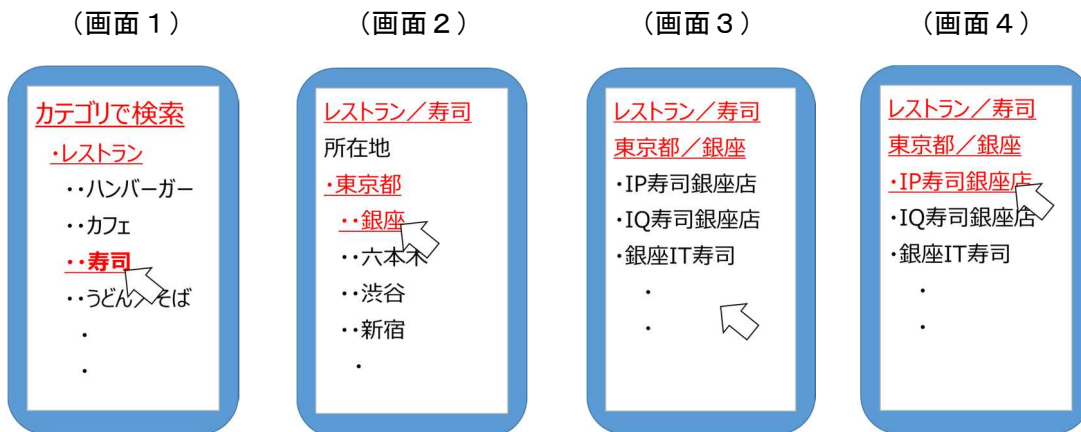
被告方法は、車内に搭載された被告端末と車外に設置される被告サーバーとを備えたシステムにより、被告端末の画面に地図を表示して車のルート案内サービスを提供する、カーナビゲーション方法である。



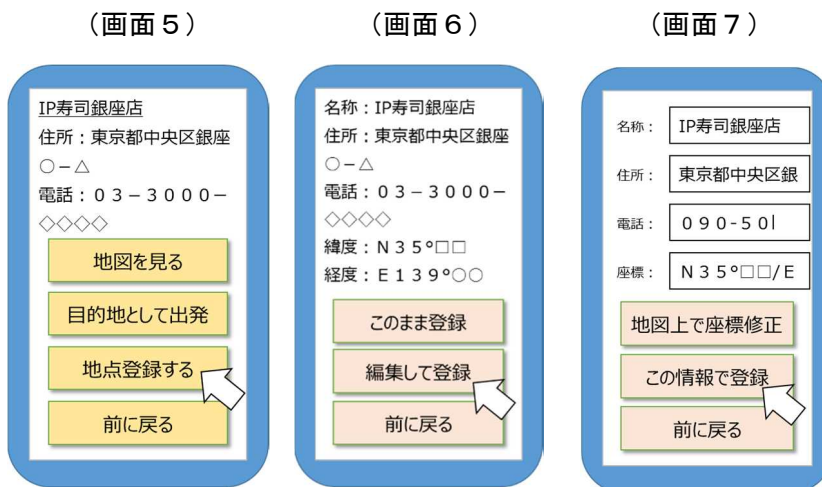
被告端末の画面においては、まず、ホテル、レストラン等のスポットのカテゴリを順次絞り込んで選択し、次に、スポットの所在地域を選択することによって、当該所在地域におけるスポットを検索することができる。

被告サーバーには、「被告スポットデータ」、すなわち、スポットの名称のデータ（被告名称データ）及びその所在に関するデータ（被告地点データ）が保持されている。

被告名称データを使用して、複数のスポット（例：寿司屋）の名称等をリスト表示させることができる（画面1～4）。



被告方法に係るシステムは、被告端末の操作により、画面に表示されたスポットの1つ（例：「IP寿司銀座店」）を「メモ地点」として登録する指示を受け付け、当該スポットに対応する地点データ（被告地点データ）を被告サーバーから取得し、選択された施設を「メモ地点」として被告サーバーに登録することができる（画面5～7）。



被告端末の画面に地図が表示される際に、メモ地点を記憶するための手段から、「メモ地点」として登録されたスポットの地点データ（被告メモデータ）を読み出し、その地点データが示す地図上の地点をアイコンの表示により地図に重畳して表示させる（画面8）。

（画面8）



以上によれば、被告方法は、以下の構成を有する。

「地図を被告端末の画面に表示する、サーバーと端末から成るカーナビゲーションシステムの制御方法であって、前記カーナビゲーションシステムが備える被告サーバーに、複数のスポットを示す被告名称データ及び各スポットの存在地点を示す被告地点データからなる被告スポットデータを保持し、被告名称データにより前記複数のスポットを前記画面に表示させることと、前記画面に表示された複数のスポットのうちの1のスポットを操作に応じて「メモ地点」として登録する指示を受け付けることと、登録を指示された1のスポットに対応する被告地点データを被告サーバーから取得し、前記被告地点データを被告メモデータとして被告サーバーに記憶することと、前記画面に地図が表示されているとき前記被告サーバーから被告メモデータを読み出してその被告地点データが示す地図上の地点をアイコンにより地図に重畳して前記画面に表示させることとを含むカーナビゲーションシステムの制御方法。」

※ 対応関係

本件発明の用語	被告方法の用語
施設データ	被告スポットデータ
表示データ	被告名称データ
座標データ	被告地点データ
ユーザー登録データ	被告メモデータ